

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
(児童福祉法施行令関係)

第211国会で成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(刑法等一部改正法) 及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(撮影新法)により新たに定められる罰金刑を、保育士の欠格事由等に追加するため、児童福祉法施行令(児福法施行令)を改正する。

I. 現行制度（児福法）

1. 保育士の欠格事由

○児福法では、下記等を規定（第18条の5）

- ①禁錮以上の刑に処せられた者（同条第2号）
- ②この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられた者（同条第3号）

○これを受け児福法施行令では、罰金刑を定める、児童ポルノ法等の個別の条項を列挙（第4条）。

※上記②は執行が終わってから3年を経過しない者が該当

2. 保育士登録の必要的取消事由

児福法及び児福法施行令では、下記等を規定。

- ①児福法第18条の5各号のいずれかに該当するに至った場合（児福法第18条の19第1項第1号）
→ 児福法施行令第4条に列挙する各条項により罰金刑に処せられた者等
- ②（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する）児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合（同3号）

II. 児福法施行令第4条の改正

刑法等一部改正法及び撮影新法で新設される、以下の行為を罰する規定について保育士の欠格事由等に追加する。

16歳未満の者に対し、

- ①わいせつの目的で、aからcまでのいずれかの手段を用いて面会を要求

a 威迫・偽計・誘惑 / b 反復 / c 利益供与又はその申込み

- ②①の結果、わいせつの目的で面会

- ③性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをとつてその映像を送信することを要求

（刑法等一部改正法による改正後の新第182条）

①正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等を撮影

②a ①の撮影又は⑤の記録による性的姿態等の画像(性的影像記録)を提供
b 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

③②をする目的で、性的影像記録を保管

④不特定・多数の者に、正当な理由がないのに16歳未満の者の性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング）

⑤④により影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録
(撮影新法第2条～第6条)

※児福法施行令第4条の改正に関する内容のみ記載。刑法等一部改正法のうち強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等に係る不同意性交等罪等は、禁錮以上の刑に関するものであり、児福法施行令第4条の改正にかかわらず、欠格事由に該当

III. 施行日

令和5年7月13日